

## 第1回群馬県障害を理由とする差別解消条例(仮称)検討会における意見の概要

### 江村委員（群馬県手をつなぐ育成会）

- ・ 広く行政・企業・県民に周知されるまでには時間が必要となると思う。確かな条例となるように連携して、進んでまいりたい。

### 樺澤委員（群馬県視覚障害者福祉協会）

- ・ 具体例があった方がよい。
- ・ 福祉を担当する公務員が、この県条例をよく読んで理解することが必要。

### 早川委員（群馬県聴覚障害者連盟）

- ・ 合理的配慮の必要時にすぐ対応できるように、財政上の措置として、施策に必要な財政上の措置を「講ずるよう努める」という部分を、「講ずるものとする」と変えて欲しい。
- ・ 現在の施設でも合理的配慮が不足している。設備、情報保障、コミュニケーション保障で対応できる環境をすぐ整備するため、予算を講じてほしい。

### 山本委員（群馬弁護士会）

- ・ 障害者差別解消法の成立や他都道府県における条例制定を受け、群馬県において差別解消条例が牽制日程に上ったことは、群馬県の障害者差別解消に向けた意欲を示すものであり、歓迎すべきことと受け止めている。
- ・ 障害者差別の形態には、わざわざ不当な取扱いをするという積極的な差別類型と、配慮を要する者に対して理由なく配慮をしないという消極的な差別類型とがあり、単に、「差別解消の実現を目指す」といっても、実効的な方策を具体化していくためには、積極類型の行為を控えるというだけでなく、従来していなかったアクションが取られなければならない、という点で、より多くのエネルギーを必要とする事業であると考えている。

### 高草木委員（連合群馬）

- ・ 『たたき台にはないが、以下の3点について、追記の可否の検討をお願いする。  
ア 「身体障害者補助犬」(盲導犬・介助犬・聴導犬)の施策における、不足している補助犬の育成について、国と協力し積極的に推進する。  
イ 補助犬利用者に対する配慮を社会に浸透・定着させるための積極的な啓発・広報による周知の実施。  
ウ 日常生活自立支援事業にかかる生活支援員や成年後見制度を担う後見人を育成するための取り組み。

### **高森委員（群馬県自閉症協会）**

- ・ 自閉スペクトラム症や発達障害という障害の特性上、障害の特性が非常に多岐にわたっているため、まず、障害の特性を広く理解していただくことが、非常に重要になってくると考えている。
- ・ その障害の特性を見極めて支援できる人の育成、専門家の育成が急務だということを、前面に出していただくとありがたい。

### **樺澤委員（群馬県視覚障害者福祉協会）**

- ・ 障害、障害者のことを知らない人がたくさんいる。
- ・ 障害者は政策から取りこぼされていた。日本では、くさい物にはふたをしろという考え方があって、その考えをまだ引きずっているのだと思う。
- ・ 今、老人、介護保険はケアマネさん、自分たちのような障害者は相談員さんに対応してもらっているが、ケアマネさんや相談員さんが勉強不足だ。障害には知的の人もいれば視覚障害者の人もいれば、聴覚障害者の人もいるが、相談員で専門に分かる人がいない。障害者も65歳になると介護保険に一部移るが、ケアマネさんが障害者のことを全然分からないという事が出てきている。専門に分かる人を育成してほしい。

### **江村委員（群馬県手をつなぐ育成会）**

- ・ 障害者の地域生活支援拠点は、その施策に関しても、ある意味この条例は非常に関わりのあるものであると思うので、充実した条例になるよう努めてまいりたい。
- ・ 相模原の事件は悲惨で非常に忘れられない事件であり、まだ自分の中で解決できないこともある。二度と事件を起こして欲しくないため、若い方を障害者と少し慣れ親しんでもらう場を作って欲しいとお願いしたところ、賛同いただき、私が住んでいる地域で、去年から子どもと障害者を対象にスポーツを通して学ぶ交流会を始めた。今年で2回目になるが、スポーツ協会や人権の方にも加わっていただいて、4団体で開催することができた。継続で実行してくださるということなので、非常によいことだと思う。子どもだけではなく、地域の皆さまをこれから巻き込んでいきたい。これから障害者は地域で生活していかなければならないという課題があるので、積極的にそういった事業を、他の地域でも広めていただければ、と非常に感じている。
- ・ 一緒にかかわるということが、知るという機会になり、差別の解消になる。差別解消条例が、実際にできあがり周知されていくには、差別解消条例を学ぶ場というものが必要と思う。関わりを持つ機会を作るということも非常に大切になってくると思う。
- ・ この条例は障害者のことを色々と知ってほしいと作られる条例だが、それを願っている側にもやはり閉ざしたものがあるのではないかと。今まで整われた環境になかったため、条例ができて、果たしてそれで心開いてみなさんの方に心を開いていけるかなという不安がある。今まで条例がなかった時代の中で生活してきた

人達が高齢になってきている。その方達に、地域の人達とのふれあいの大切さを伝えているところだが、すぐには理解いただけない状況にあると思う。やはり私も障害者の側からも、心開くものがないといけないのではないかというのを、この条例を通して感じた。そのことで、双方が分かりあえるような条例にならないといけないのではないかと感じた。

#### **真下委員（群馬県身体障害者施設協議会）**

- ・ 障害というのは非常に幅広いが、それをできるだけ理解してもらうことがやはり一番大切だ。我々と行政で組んで人材を作っていかなければいけない。
- ・ この条例を進めていく中で、「我が事丸ごと共生社会の実現」が一番ポイントだ。障害者には高齢者も子どももいて限定されないし、地域で生活している生活困窮の人も多くいる。共生社会の中で全てが網羅されるのは我々の障害のところだと思う。今、共生社会の実現ということで医療と介護の連携をやっているが、これは老人だけで、我々障害関係施設には話がない。それが非常に課題ではないか。我々は、高齢であれ子どもであれ、障害者は全部見る。一緒になって次の共生社会を進めていかなければいけない。この条例を契機に、そこに踏み込んでいくことが非常に大切なことではないか。

#### **中島委員（群馬県知的障害者福祉協会）**

- ・ 差別解消条例は、我々事業者にとっては、とても大事な条例だ。当協会でも、群馬でも条例を作ると何度かお願いした立場である。
- ・ 条例は私たちの立ち位置を示すものになるのではないか。今、福祉人材が不足しており、なかなか人が集まってこない。職員が、例えば知的障害を持った方のような支援をするかを知らない、虐待などにつながってしまったり、誤解を与えるような言動となってしまうことがある。私たち自身が立ち位置を考えて身を起こしていかないと、広がっていかないものだと感じている。そのようなハンドブック的なものになると非常にいい。
- ・ 差別解消条例をいち早く制定した千葉県で条例を作るときに、堂本知事が、障害者のために作る差別解消条例ではなくて、私たち自身のために作る条例と言った。そんなような考え方で是非やって欲しいと思う。

#### **早川委員（群馬県聴覚障害者連盟）**

- ・ 手話言語条例は、言葉がとても大事という条例。差別解消条例は、社会を変えるために必要な条例だと思っている。
- ・ ろう者は、学校で手話が禁止され口話だけで教育を受けた時代がある。読み取れなくても、分からないと進まない、分からないと先生から怒られてしまうので、我慢して分かったふりをするという癖がある。
- ・ 見える障害者と見えない障害者で差がある。見える障害は、手立てが考えられるが、見えない障害だと、どのように手助けしたらいいのかが分からない。そのた

め、聴覚障害者の理解が進んでいかず、分かってもらいにくい面がある。

- ・ 条例は、行政だけではなく、県民全ての方に、お互いに理解を進めていくために、必要なものだ。県民も障害者のことを学ぶことが非常に大事になってくると思う。行政は勉強しているが、県民の方は知らない方が多いと思う。
- ・ 子どもが学校で、障害者にどのくらいの種類があるとか等を学ぶ場もない。もし学校で学ぶ機会があれば、社会も変わってくるのではないか

#### **吉邑委員（群馬県精神障害者家族会連合会）**

- ・ 精神障害は中途障害で、生まれつきではないという苦勞がある。いつ誰がなるかわからない事が前提になる。
- ・ 条例で、障害者も健常者もお互いに理解をするということがとても大事。条例に限らず色々な動きが必要だ。
- ・ 精神の病気は、原因が分からなかったり、個人により非常に差があったりして、ドクターも非常に色々な方がおり、よくなることが非常に難しい病気である。そのため、家族は非常に理不尽な思いをする。理不尽な思いをいっぱい抱えて、私たち家族会の役員は活動している。その理不尽な思いが問題提起となり、種となって、活動に向かっている。自分のことだけでなく他の方の役に立つことができている、それが自分たちの役割であると感じるところまで来ないと役員ができない。
- ・ 人材育成、専門職の方の育成も重要な内容だ。
- ・ 精神の病気は特にそうだが、私たちの中の内なる偏見というの破らないと、人にも分かってもらえないし、家族崩壊ということも見られるし、事件になったりもしている。啓発活動も必要だと思っており、今回条例はとてありがたいと思うし、私たちも勉強していかなければならないと思っている。

#### **吉田委員（群馬県重症心身障害児（者）を守る会）**

- ・ 重い障害を身体も知的にも持つ子どもや大人の方は幅広くあり、見てわかりやすいといえば、そうかもしれないが、なかなか外出しにくいという方が多い。
- ・ 差別解消条例を検討していく中で、社会に向けての差別ももちろんだが、私たち親の立場で言うと、重い障害を持っていると、その子どもは分からないだろうと思っている親もいる。言葉で話せなくても、コミュニケーションが取りにくくても分かっている。人権があるし、尊厳を持っている。やはり家族としても、人としての根本的な差別をなくしてほしいので、差別解消条例からはズレてしまうかもしれないが、家族が障害受容できるように、まずは初期から家族支援を行うことが大事だと思う。家族支援と社会に向けて発信することで進めていただけるようお願いする。

#### **片山委員（群馬県精神障害者社会復帰協議会）**

- ・ 自分も現場で働いている身で、職員の育成など、まだまだ不十分な部分もある。

- ・ 当事者の方を支援させていただく中で、差別行為を目にし、すごく寂しい気持ちにもなるし、怒りといった部分も見えてくる。
- ・ ピアサポート事業という当事者の活動がある。仲間同士の活動だが、どんどん活躍できているという実感がある。この条例により、よりいっそう活躍ができると期待している。ただピアサポートの仲間だと精神障害の方だけとなる。自分も市民の中に入ると思うが、みんなで考えて行かなければいけない部分だと思うので、今後も学習を繰り返しながらやっていきたい。

#### **町田委員代理（群馬県難病団体連絡協議会）**

- ・ 指定難病の方も障害者となったが、具体的な国の方の身体障害者としての取扱いよりは弱いと感じている。病気が重くなれば当然通院する回数も多くなるが、就労している企業の方には敬遠される。国の方に求める意見になるが、指定難病も障害者の雇用率に含めるような施策を国の方で作らないと、国の方が逆に差別を作っているように感じる。県で障害者の雇用率の中に指定難病を含めるのは難しい問題だと思うが、こういったことを難病団体として、今、切実に考えている。

#### **船津委員（群馬県特別支援学校PTA協議会）**

- ・ 私たちの子ども達は、今、特別支援学校へそれぞれ通学している。学校生活を終えた後の自立にむけて、どう生きていけるかという大きな目標に向かって、毎日学校で支援をしてもらっている。でも、子ども達はそれぞれ個性がある。その個性の中で長所を伸ばしていき、ちょっと欠けている部分は親として、あるいは特別支援学校の先生、そして関わっていただいている福祉団体の支援者の方にサポートしてもらって、毎日楽しく過ごしていけるように努力している。
- ・ いずれ自立するために、移動支援等福祉の支援を受けながら、休日等活動の場を広げたいと思っているが、そういう場所も少なかったり、支援する方が少なかったりして、希望するところが立て込んでしまうと、なかなか順番が回ってこない。いかに社会で楽しく過ごしていけるか、親としても心配なところだ。
- ・ たくさんの方に理解してもらって、社会に出たときに、楽しく過ごしていけるように、みんなで子ども達を育てていきたいと思っている。

#### **杉田委員（群馬県身体障害者福祉団体連合会）**

- ・ 障害者で職員の採用試験を何回か受けて、筆記は2回ほど受かっているが落ちている。障害を持つことで、そういった差別を受けると感じたので、早くこういう条例ができればいいと思う。

#### **田辺委員代理（群馬県せきずい損傷者協会）**

- ・ 車いすの人などが、外に出て行けないのは段差があるなどで入り難いからだ。バリアフリー法を群馬県でもう少し強調していただきたい。
- ・ 出かけようにも駐車場の問題がある。思いやり駐車場の整備が進んでおらず、停

滞している。私たちが車いすですーパーに行って買い物したり公共施設にいったりすると、障害者でない方が思いやり駐車場に駐車している。もっと罰則化を群馬県で初めてみたらどうか。店側に要求をできるような条例を作っただけでないか。そうすれば色々な人が出歩きやすい社会、顔を出しやすい、なんでも買い物できる、欲しいものが買えるようになるのではないか。

- ・ 障害者が出ていけない理由には、偏見や見られるのが嫌だといったこともあるが、堂々と出て行って、私はこうだということをアピールしていくことがある。駐車場についても、今は身体障害者でない方のマナーだとかモラルだとか言っているが、それを守ってもらえないのであれば、条例で何とかした方がいいのではないか。罰則規定であるとか、店側にお願いをするなど、そういうことをしてもらいたい。せきずい損傷者協会でも話し合っているが、最後はその人のマナーとなるのは違うと思う。何かできないか。差別になってしまうかもしれないが、障害が重い方と軽い方を区別して、思いやり駐車場の運営をした方がいいかと思う。

#### **高草木委員（日本労働組合総連合会群馬県連合会）**

- ・ 差別を大括りで考えると、人権問題なのだろうと考える。社会というのは色々な人がいる中で成り立っているものなので、皆平等だという視点を持つことが非常に大事である。
- ・ 連合ではよく支え合い助け合いと言っているが、多くの人が作っている社会を多くの人間で支えていく、このことが大事である。
- ・ 労働組合として、この検討会の中で、支え合い助け合う社会を作るためにお役に立てればということで本日参加させていただいた。

#### **五十嵐委員（群馬県経営者協会）**

- ・ 事業主団体は、お客様としての障害者のみなさんとどのように対応するかということ、障害者をどのように雇用していくかということの、二つの側面がある。もっぱら当団体は、連合群馬と一緒に雇用の方を中心にやっている団体である。
- ・ 今、障害者雇用は非常に大きい問題として取りざたされている。中央の大手だと、ダイバーシティであるとかCSRであるとかいった観点から積極的に取り組んでいる事が多いが、地方の中小にくると、経営者の考え方が非常に大きく影響してしまう。それに対する啓蒙活動を地道に続けていかないといけない。総論はそうだが、各論となるとちょっとうちは、というところもなきにしもあらずなので、各論レベルでブレイクするような、教育や支援をしてくださる専門家をたくさん育成していただけると、障害者雇用にも繋がっていくと思っている。
- ・ 知らなすぎるというのが大きいので、しっかりと教育していただきたい。

#### **山本委員（群馬弁護士会）**

- ・ この検討会は条例を作るというところなので、あるべき共生社会の実現に向けて、何か一つバイブルになるようなものを作るという観点ことから申し上げさせて

いただこうと思う。

- 多数の委員さんのお話の中に、「理解を深めていく」、「まずは理解をしていくことだ」ということがあった。人権の問題と福祉の制度自体という二つは、啓発・普及をしていくべきものとして具体的にはっきりしていると思う。この条例はあくまで基本的な条例という事ではあるかと思うので、これから制定されて運用されていく中で、日々ブラッシュアップされて、運用指針の中で、その個々の具体的な動きが策定されれば、それはそれでよいと思う。ただやはり、大きな方向性として、間違いのないところについては、規定ができた方がよいと考える。条例のたたき台にある「啓発を進めていく」というのにはもちろん反対はない。その中味として、例えば、「障害者あるいはその障害ということ自体についての理解」、あるいは「人権」であるとか、「福祉」、こういったものについての理解を深めていくという、ある意味、細かな施策に結び付くような具体的な対象というのが盛り込めたならば、よりよいのではないかと思う。もちろんこの条例に、例えば何々の制度について何単位の報酬とか細かなことを盛り込むのは不可能であるが、その方向性が示せるものがあると思う。差別解消法は差別を解消するための啓発という大きなことを言っているが、実は方向性というのが示しきれていないかもしれないという思いがあり、群馬オリジナルを盛り込んでしまってもいいのではないか。
- 今、労組の方、それから経済団体の方からお話があった。そして当事者の皆様から、地域の中での実際の話があった。これをやっていく中では、要は、今まで差別的なこと、あるいは差別がなされていた社会の側で、周りの人達にこうしなさい、ああしなさい、改善しなさいと、これを求めることはもちろん大切だが、それをさせていくための具体的な支援、例えば、事業主さんにバリアフリーをやるように、これはもちろんやった方がいいに決まっている、ただ、そのためにはもちろんお金もかかる、場合によってはその工事をする間にはお休みをして直したりをしなければならない。結局、実際の具体的な支援策が出てこない、これはかけ声で終わってしまう。積極的に差別的な行動をするのはやめればいいだけの話なので、法律が求めているように法的義務とすることも当然だろう。一方、合理的配慮をしないこと自体が法的義務に直ちに反するのだということになったら、たぶんその条例というのは、みんなが逃げて回るだけの条例になってしまうのではないか。そこは努力義務とするかどうかという話にもつながるが、「何かをやってください、これが役割ですよ」と言う場合には、それができるような財政的な、あるいは技術的な、そういった支援策というのがセットで考えられなければ現実的でない。これが、今回私がお出しした中でいうと、資料4の8ページ、9ページであるとか、5ページにある聴覚障害者連盟の早川委員からも、財政上の措置を「講ずるよう努める」では弱いという意見があったが、努めるだけにとどまらないような提案をさせていただいた次第である。事業主さん、我々弁護士の世界でもそうだが、障害をお持ちのお客様はたくさんいらっしゃる。エレベーターもあるし、概ね、95%までは車いすの方でも、一人でお越しただけ

るが、本当に一番大事な入り口の一步のところ、2段、階段がある。でも、階段を直すとするとやはりお金がかかる。そういったことの支援もまた行政の役割なのではないか。

#### **井上委員（群馬県民生委員児童委員協議会）**

- ・ 先日、全体研修の中で、発達障害者の講演をしていただいた。民生委員でも、やはり障害者というのを理解できない方が正直なところたくさんいた。何枚かのアンケートで、講演を聴いて、こういう障害者の方がたくさんいて、大変な思いをしていることをつくづく感じた、とあった。
- ・ 私はスキー場に手伝いに行っているが、そこで一人障害者の方がノロウイルスに罹った。病院に行ってすぐにノロウイルスと分かり、そのまま治るまで家にいてくれということになった。周りの人が、その人がどこからノロウイルスを持ってきて撒いたような雰囲気になったので、いやそうではないだろうと、もっと原因があるのではないかと聞いた。会社としてはその人一人だけが原因ではないと分かっているのだけれど、周りの人がそういうことを言っているの、そうではない、原因はもっと他にあるのではないかと聞いたら、その人よりも前に罹っている人がいた。障害者だということで、その人のせいにするのは絶対にいけないことだと強く言った。
- ・ 私ども民生委員は、受け止め、支え、それをつなぐ義務があり、それが基本的であるが、普段の障害者の方々の見守り活動の中でも、そういったことを行政につなぐことが、やはり一番大事だと思っている。みなさんの意見を聴いていても、私どもの意見どうこうを言うよりも、やはりつなぐのが大事である。そういうことで、みなさんに今後とも御協力をいただければと思う。
- ・ 雇用に対しては、大勢の方が働けるような場所づくりを考えていただければと思う。沼田方面では農家が多い。農家では意外と手伝いとか、そういった雇用対策ができるのではないかと聞く。是非県でも力を入れて協力していただければと思う。

#### **江村委員（群馬県手をつなぐ育成会）**

- ・ 私は仕事をして15年になるが、障害者の移動支援に関わっている。15年というのは長い月日で、この間に、どれだけの人が離職されたかというのが自分には分かる。サポーターさんと一緒に障害者が地域に出て行く、そして、みなさんと同じように買い物をしたりお食事をしたり、色々な御希望に添った支援をさせていただいている。最初の頃は、すごく世間の目が気になったが、移動支援が利用され始めて、周りの方々の優しさが感じられるようになってきた。移動支援をスムーズにできる方もいらっしゃる、大変な方もいる。出て非常にパニックになったりする方もいらっしゃる、そういった場合にはちょっと困る事もあるが、そういう方もできるだけ機会を作って出させていただいて、社会参加していただくということが大切だと思う。本人の余暇活動だが、その一端としてみなさんに見てい



ただくという機会が増えていることは確かである。その目も、以前と比べると、みなさん温かくなってきていると実感として思える。こういう条例を持ちながら、さらにそれがもっともっと温かいものになってくれればと感じているところである。

- ・ 移動支援スタッフは足りない。支援費制度の頃から移動支援を始めていて、その支援費は何年かで崩壊してしまい今は制度が変わってきているが、移動支援を受けられる人もいれば受けられない人もいる。受けられない人に関しては、私は、地域のみなさんで寄り集まって、手をつなぐ育成会で、いろんな行事をしながらそこに参加して、みなさんと触れあう場を作るようにはしている。できればもう少し、人材育成をお願いしたい。

#### **青木委員（群馬県人権擁護委員連合会）**

- ・ 群馬県の人権擁護委員連合会の高齢者・障害者委員会があり、その上部団体に新潟、長野、山梨、静岡を含めた関東都県で構成する関東ブロックの連合会がある。障害者差別解消法ができたので各連合会の中に障害者委員会を作ろうという動きがあり、群馬県では一昨年27年度にこの委員会を立ち上げた。関東ブロックで各県の色々な取組を聞くが、まだ県単位で高齢者・障害者委員会そのものを立ち上げていない県もある。各県バラバラな対応の中で、群馬県の対応としては非常に進んでいるのではないかと改めて認識している。
- ・ 今回のたたき台の資料も、これだけのものを作るのにどれだけのマンパワーが関わったのかということに関しても、非常に敬意を表したいと感じている。
- ・ 私たち県人権擁護委員連合会の中でも、特別支援学校の方であるとか、県のネットワーク事業に通じて障害者と一緒にスポーツをしたりであるとか、そういう事業も一緒になってやっており、色々な意味で啓発事業に私達も携わらせていただいている。
- ・ 私たちの使命とするのは、いわゆる相談と啓発、この二つに重点をおいて今活動している。その中で、去年あたりから障害者と一緒にスポーツをしている。私も経験したことのなかったボッチャだとかいったものも経験させてもらっている。
- ・ 一般の人に色々なことを知ってもらうことがまず第一ではないかと感じている。この資料についてもよくここまで作り上げた、と、どれだけ時間がかかったのかと想像するだけでも、群馬県はまだ進んでいる方ではないかとの認識を持った。

#### **真下委員（群馬県身体障害者施設協議会）**

- ・ 障害者が県民に理解を深めてもらうためには、社会参加が非常に重要。社会参加する中で、健常者と障害ということではなく、平等という部分がだんだん広がっていかないと、進んでいかない。
- ・ 先ほど、移動支援の話が出ていたが、法律の中でこういう障害がある人が移動支援のサービスが使えます、というのが今のルール。そうすると使える人と使えない人がいる。また、この移動支援というのは市町村の事業である。普通の障害の

サービスではなく、市町村によって変わってくる。基準はあるが、市町村の判断によって、この人は利用できる、この人は利用できない、となる。それは差別ではないのかということ、そこが群馬県がしっかりと考えていかなければいけないところではないか。予算のある問題で、市町村によって、予算がないのに出せないという話になっていく。ただやはり、本当は外出したい。でも移動支援が使えない。施設に行くと、たとえばうちの施設では年に2回か3回くらい外出のサービスをしましょうということになっている。ところが移動支援が使える人は月に20時間とか30時間とかなっているんで、使える。その差は大きい。その条件は障害の程度で色々あるが、それによって差が出てくる。制度ができれば必ず狭間ができて、その狭間を埋めていくのは我々のボランティアイズムとかであるが、そういう部分をしっかりと考えていかなければ、埋まっていけない。制度を作らないと進んでいかないので、制度の狭間に落ちた人を誰が助けるかという、その部分をみんなで考えていかなければならない。いい制度を作っても絶対落ちる人は必ずいる。我々全市民がその部分を考えてボランティアイズムで出していくような社会を作っていかなければいけない。

#### **高森委員（群馬県自閉症協会）**

- ・ 県で開催されている他の会議の中でも、福祉サービスに地域差があるとは、常々、課題に挙がっている。もちろん予算のついて回ることなので、致し方ない部分はあると思っているが、この条例を制定するに当たってはとても重要になってくるという気はする。
- ・ 発達障害では、いわゆる手帳は出ないが軽度の発達障害であるという診断を下される場合がある。その場合、例えば実際に1～2年前に企業であったのだが、一般就労で会社に入って、社内の会合で実は自分は発達障害なのだと自分の特性をカミングアウトしたら、それを理由に退職させられた、ということがあった。この件はどこまで県の部署として話がいつているか分からないが、そういったお話が私どものところに入ってきて、それっていかがなものかと。この場合、当事者が手帳を持っていない時に、その障害という定義そのものが、いわゆる手帳を持っている人だけに当てはめるものなのか、そうではないのか、というところを踏まえた時に、例えばペナルティーを設けた時に、それがどこまで該当するのか、などにも繋がってくるのかと少し心配なところがある。
- ・ 教育の部分でいえば、特別支援教育において、ものすごく先生方が頑張っているって、個別の指導計画、支援計画を作られてやっちはいる。ただ、作成まではいつているが、それがそのお子さん全てに行き渡っているのかという質をどう担保するかという問題が出てきている。例えば、指導計画の中に、みんなと一緒にやるということが入っていて、集団行動できない子に、集団行動できないことが障害なのに、なぜみんなと一緒にできないのと言ってしまったら、これはなかなか難しいだろう。そういう意味で、逆に学校の先生達が教育指導をしにくいような内容になってしまうと、これまた組織の問題がすごく難しくなるのかなと

いうことを考えると、現状と本来めざすべきところというところの、整合性をきちんと取って、ある程度段階的に、例えば決めごとを作っていくとか、そういったことをしていかないと、本当に現場は困る。

- ・ 入所施設にとって、受け入れやすい障害種別などもたぶんある。そういった中で、過去の事例で、自閉症は見られないといったケースもあった。自閉症という障害があるから断られるというケースが実際に出てくる。とはいえ、支援すべきスキルがない中で、これが盾になって受けなければいけないとなった時には、どちらも苦しい思いをするだけになってしまうだろう。いわゆる自閉症、発達障害を支援するスキルが発展途上の施設で無理して入所を受けてしまうことで、現場の方や元々いる入所者さんの混乱を招くのではないかということが、当事者側の心配として起こるのではないかという気がした。

#### **樺澤委員（群馬県視覚障害者福祉協会）**

- ・ 視覚障害者専門の事業所であるNPO福祉法人ガンダムを持っている。障害者が社会に関わるには、家にいてはできない、どうしても外に出て行かなければならない。東京と地方でも違うが、前橋市内と元宮城村とか富士見村とか粕川村とかでは、カップラーメン一つ買うのにも高くなる。そこに交通費がかかるからである。遠い人が中心に集まるのには、もう少し工夫が必要。何が重要かというところ、当団体も有償運送で障害者を乗せることもあるが、この有償運送がちょっと面倒であるし、ハードルが高い。そうすると今福祉をやっているところは、しょうがないから隠れて連れて行ってしまおうとか、同行援護を、有償運送を取らないで行うところがどんどん出てきてしまっている。もともと有償運送は東京では電車を待っていれば次の電車がすぐ来るが、地方はどうしようもないので、国土交通省と福祉の方で作ったのだと思うが、そこに高いハードルがある。もう少し有償運送とかのハードルを低くしてもらえば。障害者の方が、外に出るのに例えば20時間もらっているとすると、田舎の方、元の宮城や粕川や富士見から前橋市内に出てくると、電車を待つ時間で2時間か3時間かかる。ただし車で来れば、私も新前橋の福祉センターによく来るが、40分で済む。有償運送がしっかりできすぎていてハードルが高いのが問題である。
- ・ 小学校4年生に福祉の勉強があるが、私も小学校へ何かできることはできないかと聞いたら、点字など色々なことを話してくれということで、4年間くらい行ったことがある。子どもの教育を通して理解してもらわないと、なかなか進まない。福祉団体の人もどこかへ出かけて行って、小学校の福祉に行くとか、理解してもらおうとか、両方の形があったら上手くいくような感じもしている。
- ・ お互いに、障害者も社会の人に近づく、必要な人は障害者に近づいてもらう、この両方が必要かと思っている。もしみなさんが賛同していただければありがたい。

#### **町田委員代理（群馬県難病団体連絡協議会）**

- ・ 当団体は病気の患者団体であるが、障害者団体も団体を組織する目的は同じと思

う。患者なり障害者が自分たちの要望をきちんと行政に届けて実現していただくということが差別解消にもなる。そういった観点で、患者団体として、県から補助金をいただきながら色々な事業をしているところである。

- ・ 平成17年までは補助金の使い道としてその団体の運営に使ってもいいとなっていた。平成18年からは事業に関わる補助金というように県の要綱が変わった。これは私たちだけではなく障害者団体もそうだと思うが、弱者、病気を抱えた人達が集まって、自分たちの病気をよく知ることが非常に大切で、医療講演会を開いたり、患者さんからの相談にも応じている。こういった患者団体なり障害者団体を運営する場合、場合によれば部屋を借りたり、駐車場を借りたりと、色々な点で運営に関わる部分についても使えるような補助金にしていただかないと、なかなか運営が大変になっている。県の責務として条文に書くかどうか、言葉は難しいかと思うが、そうした患者団体、障害者団体に対する県の財政的な支援なども、それとなく分かるように条文に入れていただければありがたい。現在の要綱についても見直しをしていただければと思う。

#### **早川委員（群馬県聴覚障害者連盟）**

- ・ 防災に関して、建物など目で見て分かる防災設備が少ない。音による防災の放送などが多いかと思うが、聞こえないので、例えば赤いランプがつくとか、危険だということが目で見て分かる防災システムができるといい。そういった整備をしていただけるようお願いしたい。
- ・ 耳が聞こえなくて車いすの人もいるが、講演を聴きたいときに階段を上らなくてはいけないとか、スロープがないという場合もある。そういった場合はみなさんで支援していただく必要があって、すごく大変な思いをする。車いすを持ち上げるのに3人、4人くらい必要だと思う。人を呼ぶというのが心労というか、大変になってくると思う。であるので、建物の中の整備ということを、色々なバリアフリーが十分にできるような設備整備をお願いしたい。

#### **山本委員（群馬弁護士会）**

- ・ 当事者の団体の方からきわめて具体的な、例えばバリアフリーのこと、耳でしか分からない防災の情報を何とかしてほしいといったこと、そういったたくさんの、要望事項、具体的な施策というものの御提案があった。これをどのようにこの条例の中に捉えていくかということ、その合理的配慮の一つ一つの例だと思う。この条例を作って何かが終わりでなくて、この合理的配慮のマニュアルの中の具体的な弾として出す候補になっていくのだという意味で、単にここでこのような色々な御意見が出ましたというだけではなく、整理をして行政の方から何か示す、条例が通った暁には、例えば、このようなものがありますよ、「合理的配慮ハンドブック」、みたいなもので、是非、具体的な弾として、出していただきたい、という要望を出したい。
- ・ 先ほどどなたか合理的配慮について、過重な負担を理由として配慮を断る場合に

は、配慮を求めた本人にその理由を説明する義務があると学んだとあったが、これはたぶん条文も同じことを想定していると思うが、要は、過重な負担があるから合理的配慮がとれないのだという事の説明責任について、これが過重な負担であるということを、合理的配慮をしない側が証明ができなければ、やはりやらなければダメだということになる。であるから、そこは、先ほど県からも説明があったが、文言が仮になかったとしても、「運用上改善していく」ではなくて、「説明は、しない側が負わなければいけない」ということになる。そういう意味で、事業者さん達、あるいは県の方も大変なことになると思う。

#### **片野会長（群馬県社会福祉協議会）**

- 全体の御意見を私なりに受け止めると、条例制定を契機にして、差別解消の取組が進むという意味で、あるいは障害者の理解が促進されるという意味で、条例制定に意義があるというのが、全体的な受け止めであったと思う。
- それを踏まえた上で、理解の促進のための具体的な方法として、障害のある方をよく知る、あるいは、その障害の特性を知るという話もあったし、また、逆に障害をお持ちの方、あるいはそれを支援する方で、内なる偏見、あるいは心を開くような取組というのも必要だろうという御指摘もあったと思う。
- いずれにしても条例制定を契機にして、単に条例を制定してそのままにするのではなく、具体的な方向を打ち出し、更には条例制定後の取組を大切にしてほしいという、山本委員の総括的な話もあった。